

指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事に係る総合評価委員会設置要領

(平成 25 年指宿広域市町村圏組合告示第 1 号)

(設置)

第 1 条 指宿広域市町村圏組合が発注する新ごみ処理施設建設工事(以下「本工事」という。)の請負契約を締結するに当り、指宿広域市町村圏組合廃棄物処理施設整備に係る総合評価落札方式実施要綱(平成 20 年指宿広域市町村圏組合訓令第 1 号)第 3 条の規定に基づき、中立かつ公平公正な評価を行うため、指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会の業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札説明書及び発注仕様書の審査に関すること。
- (2) 落札者決定基準の審査に関すること。
- (3) 入札参加者から提出される、本工事に係る技術提案書及び見積設計図書等の評価に関すること。
- (4) 本工事に係る予定価格の審査等に関すること。
- (5) 落札者の決定の審査に関すること。
- (6) その他総合評価落札方式の運用等の助言に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、第 3 号及び第 4 号の委員は、管理者が委嘱する。

- (1) 指宿広域市町村圏組合副管理者の職にある指宿市の副市長(以下「指宿市副市長」という。)
- (2) 南九州市副市長
- (3) 学識経験者 2 名
- (4) 住民代表 2 名
- (5) 指宿市市民生活部長
- (6) 南九州市市民福祉部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の業務が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は指宿市副市長とし、副委員長は南九州市副市長とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この要領は、平成25年3月8日から施行する。